

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部 住宅営繕課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年3月25日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 残高の確認及び不明金の特定について 残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。	令和6年 3月25日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>【保証金 その他保証金】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市営住宅駐車場保証金は市営住宅駐車場に関する取扱い要綱に基づき平成5年度から徴収することとしたものの、理由は不明ですが平成6年度以降は徴収していません。</p> <p>要綱には、使用者が駐車場を明け渡すときに市営住宅駐車場保証金を返還すると規定していますが、平成14年度から平成30年度までにおいては使用者が駐車場を明け渡したにもかかわらず、市営住宅駐車場保証金を返還しなかったことなどにより、財務会計システムの市営住宅駐車場保証金の令和5年12月末の残高が1,905,000円となっています。</p> <p>当該残高のうち、現市営住宅入居者納付分は466,500円であり、残る1,438,500円が既市営住宅退去者の未返還分と判明しました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>未返還分の駐車場保証金1,438,500円のうち退去者またはその遺族の現住所を特定し、906,000円を令和6年3月に返還することとしました。</p> <p>残る532,500円は、返還対象者が死亡し、かつ遺族不存在等により返還が不可能であるため、不明金であると特定せざるを得ないものと判断しました。</p> <p>当該不明金については、関係部署との協議及び顧問弁護士との相談を踏まえて、一般会計の歳入に繰入れすることとして事務処理を進めているところであり、令和6年3月までに歳計外現金から一般会計への公金振替を行う予定です。</p>